

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

(静岡県指定2272100021)

社会福祉法人 岳南厚生会
特別養護老人ホーム 高原荘
TEL0544-23-0486

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人
2. 利用施設の内容
3. 施設の概要
4. 職員体制
5. 職員の勤務体制
6. 施設サービスの概要
7. 施設利用中の医療提供
8. 施設を退所していただく場合（契約の終了）
9. 契約者が病院等に入院された場合の対応
10. 円滑な退所のための援助
11. 身元引受人
12. 苦情の受付
13. 損害賠償
14. 非常災害時の対策
15. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
16. 身体拘束
17. 虐待防止
18. 感染症対策
19. 福祉サービス第三者評価
- ◇ 年間行事予定表（別表1）
- ◇ 利用者の日程表（別表2）
- ◇ サービス利用料金（別表3）
- ◇ 緊急やむを得ない身体拘束に関する記録（別表4）
- ◇ 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（別表5）

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 岳南厚生会
- (2) 法人所在地 〒418-0024 静岡県富士宮市貫戸 103-2
- (3) 電話番号 0544-23-0486
FAX番号 0544-23-4459
- (4) 代表者氏名 理事長 齊藤文彦
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 10 月 30 日

2. 利用施設の内容

- (1) 施設事業種別 施設 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 02 月 01 日指定 2272100021
居宅 短期入所生活介護 平成 12 年 02 月 01 日指定 2272100021
通所介護 平成 12 年 02 月 01 日指定 2272100021
居宅介護支援事業 平成 11 年 08 月 01 日指定 2272100021

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム高原荘

- (4) 施設の所在地 〒418-0024 静岡県富士宮市貫戸 103-2

- (5) 電話番号 0544-23-0486
FAX番号 0544-23-4459

- (6) 施設長（管理者）氏名 齊藤 浩 理

- (7) 当施設運営方針 施設の健全な環境に努め、利用者の人間性を尊重し、地域社会との連携を密にし、利用者が明るく・楽しく・安心して生活できるよう、その立場に立ったケアの充実を目指す。

- (8) 開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日

3. 施設の概要

特別養護老人ホーム 高原荘

敷地	6, 219.56㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造 一部3階建	
	延べ面積 利用定員	1階1,080.18㎡ 2階1,699.87㎡ 3階 14.10㎡ 50名+ (ショートステイ20名)	

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
2人部屋	7室	16.5~21㎡	8.25~10.5㎡
(2人部屋)	(10)室	22.28㎡	11.14㎡
4人部屋	9室	33㎡	約8.25㎡
静養室	1()室	10.5㎡	10.5㎡
合計	50(20)人		

(注) 上記()分はショートステイ分

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	設備の種類	数	面積
			ホール	1	舞台付 101.25㎡
機能訓練室	1室	72.98㎡	庭園遊歩道		南面
個浴室	3室	33.95㎡	リハビリ機器	7	平行棒等
機械浴室	1室	39.5㎡	その他	自動販売機・公衆電話 冷暖房・空気清浄機 エレベーター1機等	
医務室	1室	24㎡			
居間・食堂	3室	各79.22~80.91㎡	介護ステーション	3	各9.94~9.99㎡
台所	3室	7.59㎡			

4. 職員体制（主たる職員）

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。（但し、短期入所サービス定員20名を含めた70名に対して）ご利用者の定員と介護、看護職員の割合が3：1の基準を遵守します。

従業員の職種	事業者の指定基準	保有資格・その他
施設長	1	社会福祉主事
介護支援専門員	1	介護支援専門員・介護福祉士
生活相談員	1	社会福祉主事・介護福祉士
介護職員	24	介護福祉士又は認知症基礎研修修了等 含む
看護職員	(看護師のみ3)	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1	看護師・准看護師
医師	(1)	診療科：内科・リハビリテーション科 整形外科・皮膚科
管理栄養士	1	管理栄養士
調理員	外部委託業者による	

5. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長	・ 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活相談員	・ 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
介護職員	・ 早番（7：00～16：00） ・ 日勤（9：00～18：00） ・ 遅番（11：00～20：00） ・ 遅々番（13：00～22：00） ・ 夜勤（22：00～7：00） ・ 昼間は、原則として職員1名あたり入所者4.1名のお世話をします ・ 夜間は、原則として職員1名あたり入所者25名のお世話をします
看護職員	・ 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）2名 ・ 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	・ 看護職員 兼ねる
介護支援専門員	1名の職員が勤務します。
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算したものです。

6. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
居室	<p>●入居される居室は、原則として4人部屋（2人部屋）ですが、その他の居室をご希望される場合にはその旨お申し出下さい。居室の空き状況により、施設長がその可否を決定します。なお、諸般の情勢によっては希望に添えない場合があります。</p> <p>また、ご契約者の心身の状況によってはご契約者や、ご家族と協議の上、居室の変更等を行う場合があります。</p>
食事	<p>●当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>●食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</p> <p>（配膳時間）</p> <p>朝食 7：30～ 8：00</p> <p>昼食 11：50～12：30</p> <p>夕食 18：00～18：30</p>
排泄	<p>●入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
入浴	<p>●入浴又は清拭を週2回以上行います。</p> <p>●寝たきりでも浴槽を使用して入浴することができます。</p>
整容	<p>●個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p> <p>●シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は月2回行います。</p>
健康管理	<p>●嘱託医師により、週1回回診日を設けて健康管理に努めます。</p> <p>●また、緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</p> <p>●入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</p> <p>（当施設の嘱託医師）</p> <p>氏名：新井徳仁（新富士病院）</p> <p>診療科：内科・整形外科・リハビリテーション科・皮フ科</p> <p>回診日：毎週木曜日</p>
相談及び援助	<p>当施設は、入居者およびそのご家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>（相談窓口）介護支援専門員・生活相談員</p>
社会生活上の便宜	<p>●当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>●主な娯楽設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3B体操・音楽療法（2回/月）・カラオケ等 ・業者による衣類販売（2回/年） <p>●主なレクリエーション行事は別添の施設行事計画書のとおり</p> <p>※材料費等一部実費を頂く場合があります。</p> <p>●行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては代わりに行います。</p>

(2) 介護保険給付サービス利用料

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度別の自己負担と食事代・居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 入院中又は契約終了後に居室を明け渡さない場合の居室料金について

(契約書第 21 条参照)

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

◎部屋代 1日 915円（多床室の基準額）

※ 富士宮市では、該当する地域区分「7級地」に則り、上記介護サービス費に対し地域区分別単価割合（10.14円）を乗じた金額となります。

※ 介護職員等処遇改善加算（I）として、上記の加算を合わせた総単位数に加算率（14%）乗じた単価となります。

※ 自己負担額は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(4) 介護保険給付外サービス及び利用料金

サービスの種類	内 容	料 金
居室代	・多床室の基準額 1日 915円	自己負担減免措置により異なる 別表3記載の通り
食事代	・食事の提供に伴う費用の計算となります。	別表3記載の通り
理髪・美容	・希望者には、毎月1回（第3月曜日）理容師による出張理髪サービスがありますのでご利用下さい。	カット：1,500円～ （髭剃り込 2,000円～）
日常生活品 消耗品の提供	・別紙同意書によります。	月：4,000円
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 詳細は、次のとおりです。	基本サービス料 月：2,000円以内

	<p>○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れ ている預金</p> <p>○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た 印鑑・医療保険、介護保険等の各種保 険証</p> <p>○保管管理者：施設長</p> <p>○保管場所：事務室金庫</p> <p>○出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届 出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及 び引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写 しをご契約者へ交付します。 <p>※土地権利書等の固定資産等に相当する書類管理は別に貸 し金庫等のご利用をお願いします。</p>	
ご契約者の入院等 の移送サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の入院時の移送サービス ・入院の場合の諸準備等は別途料金を頂きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内病院 無料 ・入院準備等 1,000円以内

(5) 入所者の選定により提供するもの

区 分	内 容	料 金
特別な食事	通常提供される食事以外の物を希望される場合	要した費用の実費 を頂きます
日常生活に要 する費用で本 人に負担して 頂くことが適 当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活品（嗜好品）の購入代金 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用 ・お菓子・衣類販売等購入代金 ・外泊等の送迎 ・外出支援の際の実費等 	要した費用の実費 を頂きます

(6) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数にもとづいて計算した金額となります。）

1. 入所時に開設した利用者本人の清水銀行（野中支店）の通帳への入金
2. キャッシュカードによるATMでの入金

3. 事業所へ直接現金支払い（平日10万円以下受付）

7. 施設利用中の医療提供

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

(1) 提携医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 喜生会 新富士病院
医師名	院長 木島金夫
所在地	静岡県富士市大淵3898-1
電話番号	0545-36-2211
診療科	内科・整形外科・リハビリテーション科・麻酔科・皮膚科
入院設備	有

(2) 協力医療機関

歯 科 医	名 称	内山歯科医院
	院 長 名	院長 内山 稔
	所 在 地	静岡県富士宮市宮町8-12
	電 話 番 号	0544-23-3306

眼 科 医	名 称	安藤眼科医院
	院 長 名	院長 安藤俊美
	所 在 地	静岡県富士宮市神田川町5-11
	電 話 番 号	0544-26-8833

整 形 外 科	名 称	新富士病院（整形外科）
	院 長 名	院長 木島金夫（担当医）
	所 在 地	静岡県富士市大淵3898-1
	電 話 番 号	0545-36-2211

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合

には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 15 条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は下記 (1) をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は下記 (2) をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届け出書をご提示ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただきます。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、以後3ヵ月の催告にもかかわらずこれが支払わない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

9. 契約者が病院等に入院された場合の対応

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、契約書第 20 条をご参照下さい。

10. 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。詳細については契約書第19条をご参照下さい。

11. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「所持品引取り人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は「所持品引取り人」に連絡のうえ、所持品を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者または所持品引取り人にご負担いただきます。

特別に事情がある時は、入居契約締結時に所持品引取り人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

12. 苦情受付（契約書第27条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付相談窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 杉田 渡

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富士宮市 保健福祉部 福祉企画課	富士宮市弓沢町150番地 電話番号（0544）22-1114 F A X （0544）22-1277
静岡県 国民健康保険団体連合会	静岡市春日2-4-34 電話番号（054）253-5590

(3) サービスに関する苦情相談は、まず事業者申し出るようになります。

事業者は、苦情受付担当者や責任者をおき、さらに中立な第三者委員を任命し、話し合いによる解決に努めます。

第三者委員 後藤憲治（税理士） TEL 0544-27-2225

13. 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

詳細は契約書第 12 条、第 13 条をご参照下さい。

1 4. 非常災害時の対策

防火管理者：齊藤浩理

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム高原荘」施設防災管理規程にのっとり対応を行います			
近隣との協力関係	高原 1 区防災会に非常時の相互の応援を約束しています			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム高原荘」施設防災管理規程にのっとり夜間及び昼間を想定した非難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個所等	設備名称	個所等
	スプリンクラー	あり	防火扉	8カ所
	避難階段	4カ所	防煙扉	7カ所
	自動火災報知機	あり	屋外消火栓	4カ所
	誘導灯	23カ所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	火災報知機器	あり
	避難用スぺリ台	1カ所	非常用電源	あり
	カーテン等は防煙性能のあるものを使用しております。			

1 5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 8:30～17:30(防犯上17:30には施錠します。) ※17:30以降に面会をご希望の方は電話にてご連絡下さい。 事務所窓口の面会簿に必要事項を記入して下さい。
外泊・外出	体調等のこともありますので前もってご連絡をお願いします。
提携病院、協力病院以外の医療機関への受診	生活相談員・施設ケアマネ・看護職員にご相談下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・喫煙は決められた場所以外ではお断わりします。 ・飲酒を希望される方は担当職員にご相談下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断わりします。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には「食事に係わる自己負担額」は減免されます。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・面会においでになるとき、あるいは外出・外泊から帰られるときに、食べ物を持ち込まれることが時折見受けられますが、これは食べすぎの原因、また病気によっては悪化の要因になることもあります。時期により食中毒発生の危険性もありますので、職員へ連絡して頂くようお願い致します。 (場合によってはお預かりすることがありますが、ご了承下さい。) ・家族の住所や電話番号の変更があったときは、早めに事務所へご連絡下さい。 ・医療受給者証・健康保険証が変わったら、早めに事務所へご連絡下さい。 ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。 但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

16. 身体拘束

当施設は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をする行為を行わないこととします。

2 緊急やむを得ない場合と施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づくものとします。

- (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3 緊急やむを得ず身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きによらなければならないこととします。

(1) 利用者、家族等への説明

家族、又は代理人等に連絡し面接し、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて詳細な説明をおこない、家族等の十分な理解と同意を得て署名捺印を求めるとします

(2) 介護記録への記載

実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録することとします

(3) 拘束解除を目標に継続的カンファレンスをおこないます

身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、継続的カンファレンスを行い検討します。

17. 虐待防止

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

18. 感染症対策

当施設では、感染症予防及びまん延防止のため、指針の整備を行い、感染症予防委員会を設置し日常的な健康管理や手指消毒の基本的な感染症対策の見直しや、関係者に新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者が出たことを想定した教育訓練を実施します。

19. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三社評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正、中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。個々の事業者が事業運営に具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものです。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 第三者評価の実行の有無 | 有 |
| (2) 実施年月日 | 平成22年3月11日 |
| (3) 実施した評価機関 | 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 |

指定介護老人福祉施設サービス重要事項同意書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム高原荘

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

代理人住所

氏 名

所持品引取人住所

氏 名